

## 都道府県等職員交流要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が他の都道府県及び県外の政令指定都市（以下「都道府県等」という。）との間で行う職員交流（以下「職員交流」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 職員交流は、埼玉県が他の都道府県等の先進的若しくは特色ある行政分野又は共通の行政分野に本県職員を派遣し、当該分野の優れた行政運営の状況等を学ぶことにより、職員の視野を広め、人材育成を図るとともに、他の都道府県等の職員を本県に受け入れることなどにより、本県との相互理解と協調関係を促進することを目的とする。

### (職員交流の始期及び期間)

第3条 職員交流の始期は、4月とし、交流期間は原則として2年とする。

### (職員交流により交流する職員の身分の取扱等)

第4条 職員交流により交流する職員の給与、勤務条件、その他身分の取扱等については、別紙によるものとする。

### (協定の締結)

第5条 職員交流を行う都道府県等とは別紙を基にして職員の交流に関する協定を締結することとする。

### (委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、職員交流に関し必要な事項は、職員交流を行う都道府県等と協議して定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成10年1月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年3月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年2月5日から施行する。

別紙

職員交流により交流する職員の給与、勤務条件その他身分の取扱等

項 目	内 容
1 身分上の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県からの取扱いは人事課からの研修職員とする。</li> <li>（発令形式）</li> <li>〇〇県での研修を受けることを命ずる研修期間は平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする</li> <li>・ 交流職員を受け入れる都道府県等（以下「派遣先」という。）において併任発令を行い派遣先の身分を併せて持つこととする。</li> </ul>
2 給 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料は、全額交流職員を派遣する都道府県（以下「派遣元」という。）が支給する。</li> </ul>
3 諸 手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当は、全額派遣元が支給する。</li> <li>ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の支給については、双方協議の上、決定するものとする。</li> </ul>
4 旅 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赴任に伴う旅費は派遣元が支給する。</li> <li>・ 派遣先の事業にかかる旅費は派遣先が支給する。</li> <li>・ 派遣元との連絡のための一時帰庁は年3回程度とし、この経費は派遣元が支給する。</li> </ul>
5 勤務時間及びサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣先の関係規定を適用する。</li> </ul>

6 共 済 組 合	・ 派遣元の共済組合（支部）の組合員とする。
7 公 務 災 害 補 償 等	・ 派遣先から報告等を受けて派遣元が地方公務員災害補償法の定めるところにより手続を行うこととする。
8 分 限 懲 戒	・ 処分を必要とする事由が生じたときは、双方協議するものとする。
9 宿 舎	・ 原則として派遣先での職員住宅入居を配慮する。
10 状 況 報 告	・ 派遣先は時間外勤務手当等について翌月初日までに派遣元に報告するものとする。
備 考	